

○津山市水道条例施行規程

平成10年3月31日

津山市水道事業管理規程第3号

改正 平成12年3月31日水管規程第1号

平成15年2月3日水管規程第6号

平成15年9月1日水管規程第5号

平成16年6月1日水管規程第1号

平成20年4月1日水管規程第7号

平成25年3月25日水管規程第2号

平成27年3月31日水管規程第19号

平成28年4月1日水管規程第3号

津山市水道条例施行規程(昭和40年津山市水道事業管理規程第7号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、津山市水道条例(平成9年津山市条例第55号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置)

第2条 条例第3条第4号の規定による給水装置には、他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具を含むものとする。

(給水装置工事の申込みの承認条件)

第3条 管理者は、条例第11条第1項に規定する工事費の概算額、条例第13条に規定する加入金その他の費用、条例第29条に規定する手数料その他の費用(第25条において「納入金」という。)を完納した者について、給水装置工事の申込みを承認する。

(利害関係人の同意)

第4条 管理者は、次の各号に掲げるときは、給水装置工事を申し込む者に対して条例第5条第2項に規定する利害関係人の同意書の提出及び同意者の印鑑登録証明書の添付を求めることができる。ただし、特別の理由により同意が得られないときはそのてん末書の提出を求めることができる。

- (1) 他人の土地又は家屋の給水装置工事を申し込むとき。
- (2) 他人の土地を経由する給水装置工事を申し込むとき。
- (3) 他人の給水管から分岐する給水装置工事を申し込むとき。
- (4) 前3号に該当の後、給水装置を改造するとき。

2 前項第3号に該当の後、給水管所有者が分岐給水との連絡を切断し、又は分岐箇所を移動しようとするときは、あらかじめ分岐引用者の同意を得なければならない。

(管理者の設計審査)

第5条 条例第7条第2項の規定による設計審査は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 給水装置の構造及び材質の水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準への適合に関すること。

(2) 配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの工事に関する工法、工期その他の工事施行上の条件に関すること。

(前納工事費)

第6条 条例第11条第1項に規定する前納する工事費(以下「前納工事費」という。)の概算額は、次の各号に掲げる経費の積算額とする。

(1) 路面復旧費

(2) 道路占用申請手数料

(3) 配水管からの給水管取出し工事の立会費

2 前納工事費は、管理者の設計審査合格後から条例第5条第1項の規定による承認を受けるときまでに納入しなければならない。ただし、条例第11条第1項ただし書の場合の納入期限は、納入通知書の発行日から20日以内とする。

(前納工事費の精算)

第7条 前納工事費は、工事完了後に精算し、前納工事費の額に過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

2 前項の規定により追徴となる場合の納入期限は、納入通知書の発行日から20日以内とする。

(加入金等の納入)

第8条 条例第13条第3項に規定する加入金、先行投資負担金及び開発負担金は、前納工事費と同時に納入しなければならない。

(加入金及び先行投資負担金の権利継承)

第9条 所有者が住所の移転等により、既設の給水装置の撤去工事と他の場所への新設工事とを同時に行うときは、撤去する給水装置についての加入金及び先行投資負担金に係る権利を継承できるものとする。

2 前項の場合において、新設工事に係る加入金及び先行投資負担金(以下この項において「新設分加入金等」という。)の額が、既設の給水装置に係る納入済みの加入金及び先行

投資負担金（以下この項において「既設分加入金等」という。）の額を超えるときは、その差額を納入しなければならない。ただし、既設分加入金等の額が新設分加入金等の額を超えるときの差額は、これを還付しない。

（給水契約申込みの不承認）

第10条 管理者は、使用者（使用者と生計を一にする者を含む。）が水道料金（以下「料金」という。）の未納により条例第38条の規定により給水を停止されている場合は、条例第15条の規定による給水契約の申込みは承認しないものとする。

（管理人又は総代人の処理事項）

第10条の2 条例第17条第1項に規定する管理人又は総代人は、料金を取りまとめて納入するほか、使用に関する事項を処理するものとする。

（未納料金の連帯納付）

第10条の3 所有者及びその代理人は、所有する給水装置に係る料金を使用者、管理人又は総代人が滞納したときは、未納料金について連帯して納付義務を負うものとする。ただし、競売等により土地及び建物に所有権の移転があった場合は、この限りでない。

（メーター位置の変更）

第11条 メーターの位置は、管理者が必要と認めるものに限り変更することができる。

2 所有者若しくは代理人、使用者、管理人又は総代人（以下「使用者等」という。）の請求によりメーターの位置を変更した場合の費用は、請求者の負担とする。

（メーターの管理義務等）

第12条 使用者等は、条例第18条第2項に規定する注意義務を負うほか、メーターの設置場所にその検針若しくは機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設置する等の行為をしてはならない。

（メーターの弁償）

第13条 条例第18条第3項の規定による損害額は、メーターの残存価格及びその取替に要した費用とする。

（所有者等変更の届出）

第14条 所有者及び代理人（以下この条において「所有者等」という。）に変更があったときは、新旧所有者等は連署の上、速やかに管理者に届け出なければならない。ただし、旧所有者等が不明なときは、新所有者等は所有権取得を証する書類及び誓約書を提出しなければならない。

2 土地の分筆等により、給水装置の設置地番の変更又は確定が生じたときは、所有者等は土地登記簿謄本又は必要に応じて地積測量図等確認し得る書類を添付して、速やかに管理者に届け出なければならない。

(私設消火栓の封かん)

第15条 私設消火栓は、管理者が封かんする。

2 条例第20条第2項の規定により、私設消火栓を使用するときは、立会する職員が封かんを切断し、使用後直ちに封かんする。

(従量料金の用途区分)

第16条 条例第24条の従量料金の用途区分のうち、湯屋用とは物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により岡山県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用する場合をいい、臨時用とは工事その他の理由により臨時に使用する場合をいい、これら以外に使用する場合は、全て一般用とする。

(臨時用料金の支払義務者)

第17条 条例第24条に規定する従量料金の用途区分のうち臨時用の料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が支払わなければならない。

(1) 臨時に給水装置を設置して水道を使用する場合 当該給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者

(2) 前号のほか臨時に給水を受ける場合 給水を受けた使用者等

(定例日の期間)

第18条 条例第25条に規定する料金算定の基準日(以下「定例日」という。)から次の定例日までの期間は、2箇月とする。

(検針による料金の算定)

第19条 条例第25条に規定するメーターの検針による料金の算定については、次の各号によるものとする。

(1) 使用者が2個以上の給水装置を使用するときは、メーターごとに行う。

(2) 共用給水装置の使用者が1世帯になったときは、専用給水装置の料金で算定する。

(3) 水道の使用がないときでも、中止の届出がない限り基本料金を徴収する。

(期間の中途開始等の場合の料金算定)

第20条 定例日から次の定例日までの期間の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金の算定は、管理者が別に定める。

(連合使用の場合の料金算定の特例)

第21条 専用給水装置を条例第3条第8号に規定する連合使用し、共同住宅の料金の特例を受けようとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請については、連合使用する全世帯の連署をもって行わなければならない。この場合において、世帯数に異動が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

3 共同住宅の料金算定の世帯については、事務所、店舗、寄宿舍、下宿等は併せて1世帯とする。

4 各世帯の給水管口径が異なっている場合の基本料金は、最も多く使用されている給水管口径により算定する。ただし、同数のときは、最も大きな給水管口径とする。

5 従量料金については、各世帯の専用給水装置の使用水量を均等であるとみなして算定した額の合計額とする。

(給水装置の種類等の変更の場合の料金算定)

第22条 給水装置の種類、世帯数又はメーターの口径の変更があった場合は、使用者等の届出日又は管理者の承認日の次の定例日から料金算定を変更する。

(料金等の異議の申出)

第23条 条例第25条の規定による検針又は検針により算定した料金に異議があるときは、当該検針に基づく料金の納入期限までに申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があったときは、管理者は速やかに調査を行い、理由が相当であると認める場合は、料金の訂正を行うものとする。

(水量の認定)

第24条 条例第26条の規定による使用水量は、継続して使用のある場合にあつては、仮認定を経て、仮認定以後における直近の定例日に認定する。

(現金領収証)

第25条 納入金及び料金は納入通知書により徴収する。ただし、これにより徴収し難い場合は、納入時に現金領収証の交付をもってこれに代える。

(料金の納入期限)

第26条 料金の納入期限は、納入通知書発行日の属する月の翌月の末日(12月にあつては、25日)までとする。

(手数料の納入期限)

第27条 条例第29条ただし書の場合の納入期限は、納入通知書の発行日から20日以内とする。

(督促状)

第28条 料金その他の徴収金を期限内に完納しない者がある場合、管理者は納入期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 督促状に指定する納入期限は別に定める。

3 第1項の規定に該当する者で、特別の事情があると認められる場合は同項の規定によらないことができる。

(証明書の種類)

第29条 条例第29条に規定する手数料を徴収する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 料金納入に関する証明

(2) 工事請負契約に関する証明

(3) その他の証明

(給水装置の異常の届出並びに給水装置及び水質の検査の請求)

第30条 条例第31条第1項の規定により給水装置の異常について管理者への届出をする場合及び条例第32条に規定する請求をする場合は、口頭をもってすることができる。

(給水装置の公道部分)

第31条 条例第33条に規定する給水装置の公道部分とは、給水装置のうち配水管から第1止水栓までの部分並びに国有地及び公有地部分をいう。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第32条 条例第40条の3第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査については、岡山県小規模貯水槽水道指導要領(平成14年10月18日付け環衛第621号岡山県保健福祉部長通知)によるものとする。

(申請書等の様式)

第33条 申請書等の種類は次の各号に掲げるとおりとし、様式は別に定める。

(1) 給水装置連合使用の承認申請書

(2) 給水装置工事申込書

(3) 利害関係人同意書

(4) 給水装置工事中間検査申請書

(5) 給水装置工事完成検査申請書

(6) 水道使用届

(7) 代理人届

(8) 管理人・総代人選定(変更)届

- (9) 共同住宅（料金の特例）適用申請書
- (10) 給水装置所有者・代理人・地番変更届
- (11) 誓約書
- (12) 私設消火栓使用届
- (13) 消防用水使用届
- (14) 証明申請書
- (15) 督促状兼納付書
- (16) 減額（免除）申請書
- (17) 身分証明書
- (18) 給水停止処分通知書
- (19) 給水装置の切離し同意書
- (20) 給水管の切断通知書
- (21) 受水槽設置申請書

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成15年2月3日水管規程第6号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年9月1日水管規程第5号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成16年6月1日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年4月1日水管規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月25日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日水管規程第19号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。